

所得申告は 正しくお早めに！

申告期間

2月15日(月)～3月15日(火)

申告の準備はお済みでしょうか？

平成27年中の所得に対する「町県民税・国民健康保険税」の申告受け付けおよび申告相談を行いますので、この期間にもれなく申告されますようお願いいたします。申告期限前は会場が大変混み合いますので、できるだけ左記の日程表に沿ってご来場ください。

☎ 役場税務課住民税係 ☎ 286 - 3116



申告相談会での申告

次の①～⑤に該当する人は、申告相談会での申告は不要です。

①平成28年1月1日に本町に住民登録がない人

②平成27年中の収入が給与のみで、年末調整が済んでいる人

③平成27年中の収入が公的年金のみで、所得控除の申告が不要の人

④平成27年中の収入がなく、町内に居住している人の扶養親族になっている人

⑤税務署に、直接確定申告書を提出または電子申告をする人

①～⑤以外の方は、申告相談会での申告が必要です。

また、次のA～Cに該当する人も申告相談会での申告が必要になりますのでご注意ください。

A、町外に居住している人の扶養親族になっている人

B、遺族年金、障害年金など、非課税所得のみを受給している人

C、平成27年中の収入がない人で、誰の扶養親族にもなっていない人

※平成27年中の年金収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の確定申告不要者に該当する人も、町への申告は必要です。

申告に必要なもの

①印かん(所得税の口座振替手続きのため通帳の届け出印が望ましい)

②本人の口座番号が分かるもの
③源泉徴収票・支払証明書など
④事業所得・不動産所得などがある人は収支内訳書

⑤社会保険料(国民年金や任意継続保険などの払込証明書が領収書。生命保険、個人年金保険、地震(損害)保険料の控除証明書)

⑥税務署から確定申告書を事前送付された人は、その書類一式

⑦身障者手帳、戦傷病者手帳など

医療費控除を受ける人へ

医療費控除を受ける人は、平成27年中に支払った医療費の領収書(原本)が必要です。事前に家族ごとに計算をして、役場や税務署に備え付けてある「医療費の明細書」に記入し、申告会場にお持ちください。

また、「高額療養費として健康保険からの給付金や「生命保険などからの給付金」などを差し引いた金額が対象となりますので、「戻ってきた金額」が分かる書類も必要です。

国税庁のホームページをご利用ください

自宅のパソコンで作成した確定申告書を税務署へ提出できます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁ホームページアドレス
<http://www.nta.go.jp>